第42回（令和３年度）北海道麦作共励会審査基準

1．北海道麦作共励会の審査は、この基準に定めるところによる。

2．審査は、推薦調書を主体として厳正に行うものとする。
　特に優秀なものについては、その成績を収めた経営と技術要因につき、審査委員の代表により現地審査を行うものとする。

3．審査対象は個人および集団別に下記の区分毎とする。

⑴　秋播小麦　個人の部　第１部（20ha以上）
　　個人の部　第２部
　　集団の部

⑵　春播小麦　個人の部
　　集団の部

4．審査項目毎の配点は次のとおりとする。

⑴　収量要素（10a当たり収量）の配点　30点
　〔内　　訳〕
　１）令和３年産　全道10a当たり平均収量対比配点（秋・春別）　（５点）
　２）市町村10a当たり５カ年平均収量との対比
　　過去（平成26年～令和２年産）７年中豊凶年を除く５ヵ年平均収量対比配点　（15点）
　　（秋、春各々の平均収量対比）
　３）市町村10a当たり２カ年平均収量との対比
　　過去（令和元年・令和２年産）２ヵ年平均収量対比配点　（10点）
　　（秋、春各々の平均収量対比）
　　なお、集団が市町村全体の大きい規模の場合、比較は隣接する市町村の平均収量とする。

⑵　品質要素の配点　30点
　１）検査等級　（15点）
　　秋播小麦：当年を含む過去３年の上位等級（１等＋２等）数量に対する１等比率
　　春播小麦：当年を含む過去３年の総収量に対する１等＋２等（上位等級）比率
　　なお、当年産に重みをつけた配点とする（具体的数字は配点基準内規による）。
　２）品質評価　（15点）

⑶　技術要素の配点　20点
　〔内　　訳〕
　　輪作体系、排水対策、有機物施用、土改資材と融雪材の施用、施肥法、播種法、
　　雑草対策、病害虫防除（雪腐病防除を含む）、農業機械利用、収穫・乾燥・調製
　　（10項目×２点）

⑷　技術の特色・経営の特色・その他特記事項要素の配点　20点
　〔内　　訳〕
　技術上の工夫、品質改善の努力、規模拡大・省力低コストの努力、
　経営上の特色、地域での役割と波及効果　（５項目×４点）

⑸　委員会の裁量点　10点

⑹　合　計　110点

5．順位・表彰区分は、各項目の合計点によるものとし、審査委員会において決定する。

6．その他必要な事項については、審査委員会においてその都度決定する。